

第1章



無題

再犯の防止等に関する施策の指標

- | | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 第1節 | 再犯防止に向けた政府の取組 | 18 |
| 第2節 | 再犯の防止等に関する施策の成果指標 | 19 |
| 第3節 | 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標 | 31 |

第1節 再犯防止に向けた政府の取組

2016年(平成28年)12月に、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「推進法」という。)が成立し、施行されたことを受け、政府は、2017年(平成29年)12月、2018年度(平成30年度)から2022年度(令和4年度)末までの5年間を計画期間とする、第一次の「再犯防止推進計画」(以下「第一次計画」という。)を閣議決定した。

推進法と第一次計画により、刑事司法関係機関を中心として進められてきた再犯防止の取組は、国・地方公共団体・民間協力者等が一体となって取り組むべき施策へと発展した。

政府は、第一次計画等に基づき、例えば、満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化、民間協力者の活動の促進等、様々な取組を進めてきた。そうした様々な取組の結果、出所等年を含む2年間^{※1}において刑務所等に再入所等する者の割合(以下「2年以内再入率」という。)を2021年(令和3年)までに16%以下にするとの政府目標^{※2}を、2019年(令和元年)出所者で達成するなど(【指標番号3】参照)、再犯防止の取組は着実に成果を積み上げてきた。

しかし、第一次計画による取組によっても、刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合は、依然として50%近くで高止まりしていることなどを受け、第一次計画による取組を検証し、今後の課題を整理した。その結果、「個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること」、「支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ(アクセスの容易性)を高めていく必要があること」、「地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること」等の課題が確認された。

以上を踏まえ、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯防止の取組を更に深化させ、推進していくために、政府は、2023年(令和5年)3月、「第二次再犯防止推進計画」(以下「第二次計画」という。)を閣議決定した。第二次計画においては、第一次計画の重点課題を踏まえつつ、第二次計画の策定に向けた基本的な方向性^{※3}に沿って、以下の7つの事項を重点課題とした。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

※1 出所等年を含む2年間
出所等した年の翌年の年末まで

※2 「再犯防止に向けた総合対策」における数値目標(「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定))
過去5年(2006年(平成18年)から2010年(平成22年))における2年以内再入率の平均値(刑務所については20%、少年院については11%)を基準として、これを2021年(令和3年)までに20%以上減少させるというもの。出所受刑者の2年以内再入率については、2020年(令和2年)出所者について16%以下にすることが数値目標となる。

※3 第二次計画策定に向けた基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

以上の重点課題は、基本的には第一次計画の重点課題を踏襲しているが、第一次計画の重点課題であった「地方公共団体との連携強化等」については、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことこそが重要であることを踏まえ、第二次計画においては、「地域による包摂の推進」に変更した。また、第一次計画の重点課題であった「関係機関の人的・物的体制の整備等」については、施策の効果検証や広報・啓発活動の推進といった施策と一体のものとして、第二次計画においては、「再犯防止に向けた基盤の整備等」に変更した。

第二次計画では、上記の7つの重点課題に対し、96の施策を盛り込んでおり、計画期間は2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）末までの5年間である。政府は、第二次計画に盛り込まれた施策を可能な限り速やかに実施し、定期的に施策の進捗状況を確認しながら、施策の推進を図ることとしている。

第2節 再犯の防止等に関する施策の成果指標

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号 1-1】

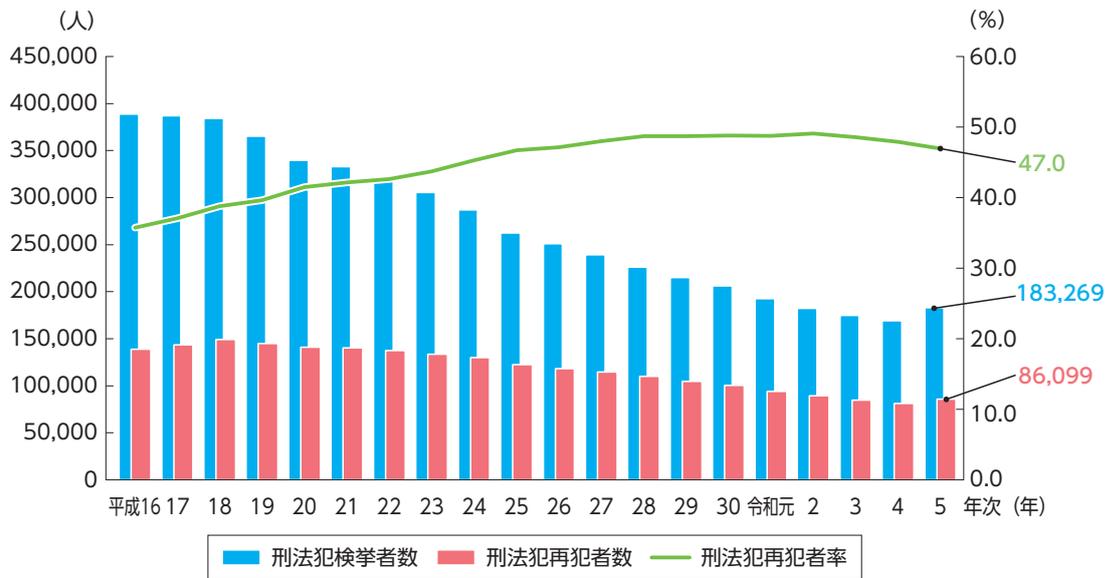
(平成16年～令和5年)

| 年次 | 刑法犯検挙者数 | 再犯者数及び再犯者率 | |
|-------|---------|------------|---------|
| | | 刑法犯再犯者数 | 刑法犯再犯者率 |
| 平成16年 | 389,027 | 138,997 | 35.7 |
| 17 | 386,955 | 143,545 | 37.1 |
| 18 | 384,250 | 149,164 | 38.8 |
| 19 | 365,577 | 145,052 | 39.7 |
| 20 | 339,752 | 140,939 | 41.5 |
| 21 | 332,888 | 140,431 | 42.2 |
| 22 | 322,620 | 137,614 | 42.7 |
| 23 | 305,631 | 133,724 | 43.8 |
| 24 | 287,021 | 130,077 | 45.3 |
| 25 | 262,486 | 122,638 | 46.7 |
| 26 | 251,115 | 118,381 | 47.1 |
| 27 | 239,355 | 114,944 | 48.0 |
| 28 | 226,376 | 110,306 | 48.7 |
| 29 | 215,003 | 104,774 | 48.7 |
| 30 | 206,094 | 100,601 | 48.8 |
| 令和元年 | 192,607 | 93,967 | 48.8 |
| 2 | 182,582 | 89,667 | 49.1 |
| 3 | 175,041 | 85,032 | 48.6 |
| 4 | 169,409 | 81,183 | 47.9 |
| 5 | 183,269 | 86,099 | 47.0 |

注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。



刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少しており、2022年（令和4年）は8万1,183人であったが、2023年（令和5年）は17年ぶりに増加し、8万6,099人であった。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、1997年（平成9年）以降上昇傾向にあったが、2021年（令和3年）からは減少に転じ、2023年は、47.0%と前年（47.9%）よりも0.9ポイント減少した。

2 特別法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号 1-2】

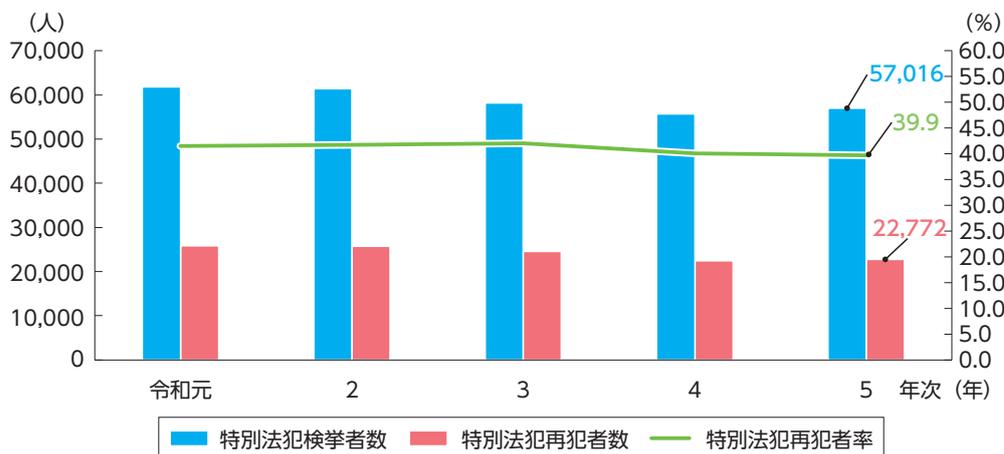
(令和元年～5年)

| 年次 | 特別法犯検挙者数 | | |
|------|----------|----------|--------|
| | 特別法犯再犯者数 | 特別法犯再犯者率 | |
| 令和元年 | 25,818 | 41.8 | 61,814 |
| 2 | 25,758 | 42.0 | 61,345 |
| 3 | 24,594 | 42.3 | 58,156 |
| 4 | 22,457 | 40.4 | 55,639 |
| 5 | 22,772 | 39.9 | 57,016 |

注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「特別法犯再犯者」は、特別法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反等を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「特別法犯再犯者率」は、特別法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。



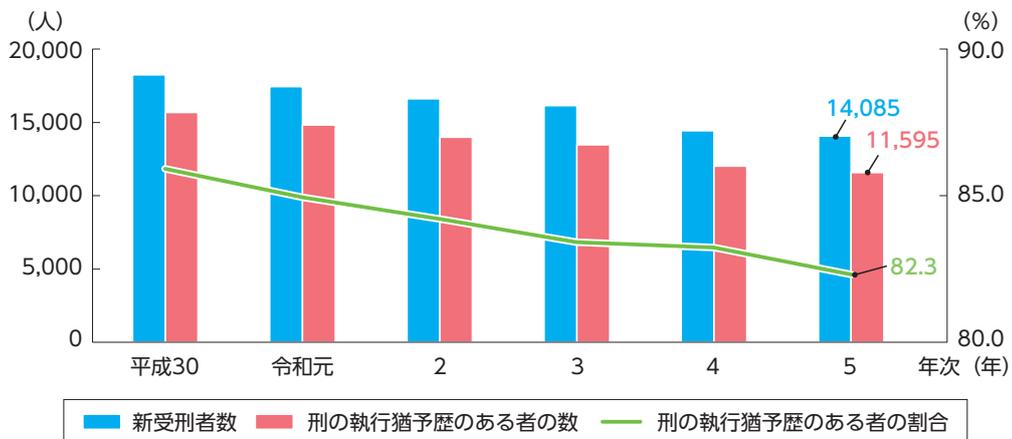
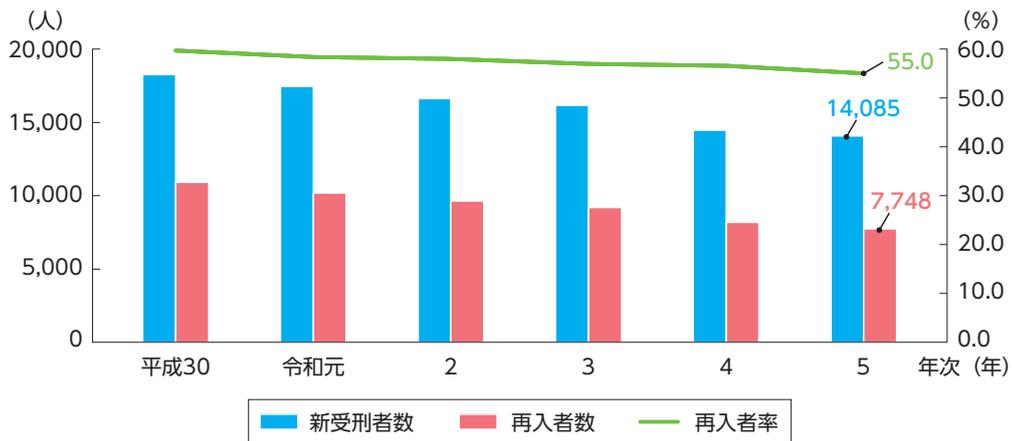
特別法犯検挙者中の特別法犯再犯者数は、2019年（令和元年）以降、毎年減少しており、2022年（令和4年）は2万2,457人であったが、2023年（令和5年）は増加に転じ、2万2,772人であった。特別法犯再犯者率は、2023年は39.9%と前年（40.4%）よりも0.5ポイント減少した。

3 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合【指標番号2】

（平成30年～令和5年）

| 年次 | 新受刑者数 | 再入者数 | 再入者率 | 刑の執行猶予歴のある者の数 | 刑の執行猶予歴のある者の割合 |
|-------|--------|--------|------|---------------|----------------|
| 平成30年 | 18,272 | 10,902 | 59.7 | 15,701 | 85.9 |
| 令和元年 | 17,464 | 10,187 | 58.3 | 14,836 | 85.0 |
| 2 | 16,620 | 9,640 | 58.0 | 13,995 | 84.2 |
| 3 | 16,152 | 9,203 | 57.0 | 13,475 | 83.4 |
| 4 | 14,460 | 8,180 | 56.6 | 12,036 | 83.2 |
| 5 | 14,085 | 7,748 | 55.0 | 11,595 | 82.3 |

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。
 3 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
 4 「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。
 5 「刑の執行猶予歴のある者の数」は、新受刑者中初入者の刑の執行猶予歴のない者を除いた数をいう。



新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、2023年（令和5年）は7,748人であった。

再入者率は、近年56～59%台で推移していたところ、2023年は55.0%と前年（56.6%）よりも1.6ポイント減少した。

また、刑の執行猶予歴のある者の数は近年減少傾向にあり、2023年は11,595人であった。刑の執行猶予歴がある者の割合は、82.3%であり、前年（83.2%）よりも0.9ポイント減少した。

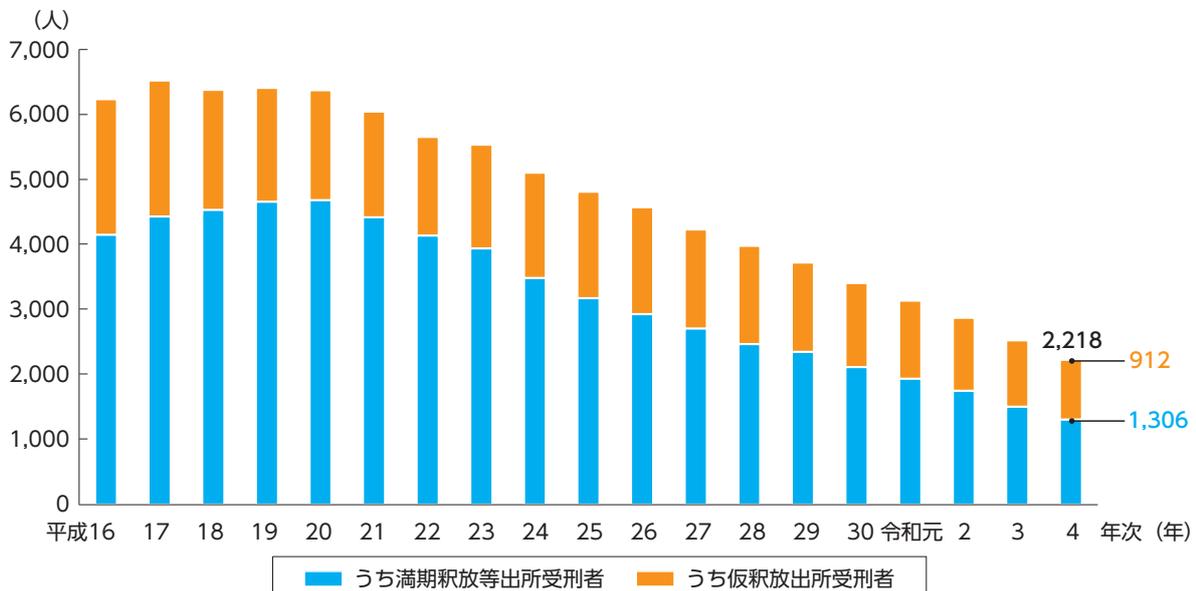
4 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】

(平成16年～令和4年)

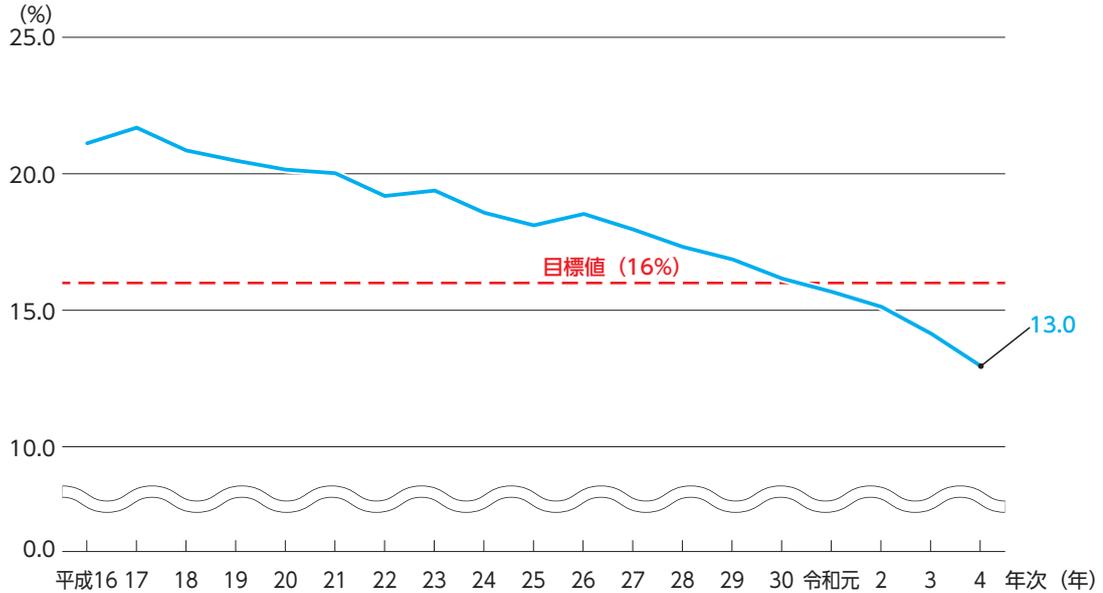
| 年次 (出所年) | 出所受刑者数 | うち満期 釈放等 出所受刑者 | うち仮釈放 出所受刑者 | 2年以内 再入者数 | うち満期釈放等 出所受刑者 | うち仮釈放 出所受刑者 |
|-------------|--------|----------------------|----------------|--------------|------------------|----------------|
| 平成16年 | 29,526 | 12,836 | 16,690 | 6,236 (21.1) | 4,155 (32.4) | 2,081 (12.5) |
| 17 | 30,025 | 13,605 | 16,420 | 6,519 (21.7) | 4,434 (32.6) | 2,085 (12.7) |
| 18 | 30,584 | 14,503 | 16,081 | 6,380 (20.9) | 4,536 (31.3) | 1,844 (11.5) |
| 19 | 31,297 | 15,465 | 15,832 | 6,409 (20.5) | 4,661 (30.1) | 1,748 (11.0) |
| 20 | 31,632 | 15,792 | 15,840 | 6,372 (20.1) | 4,687 (29.7) | 1,685 (10.6) |
| 21 | 30,178 | 15,324 | 14,854 | 6,044 (20.0) | 4,424 (28.9) | 1,620 (10.9) |
| 22 | 29,446 | 14,975 | 14,471 | 5,649 (19.2) | 4,140 (27.6) | 1,509 (10.4) |
| 23 | 28,558 | 13,938 | 14,620 | 5,533 (19.4) | 3,944 (28.3) | 1,589 (10.9) |
| 24 | 27,463 | 12,763 | 14,700 | 5,100 (18.6) | 3,487 (27.3) | 1,613 (11.0) |
| 25 | 26,510 | 11,887 | 14,623 | 4,804 (18.1) | 3,173 (26.7) | 1,631 (11.2) |
| 26 | 24,651 | 10,726 | 13,925 | 4,569 (18.5) | 2,928 (27.3) | 1,641 (11.8) |
| 27 | 23,523 | 9,953 | 13,570 | 4,225 (18.0) | 2,709 (27.2) | 1,516 (11.2) |
| 28 | 22,909 | 9,649 | 13,260 | 3,971 (17.3) | 2,470 (25.6) | 1,501 (11.3) |
| 29 | 21,998 | 9,238 | 12,760 | 3,712 (16.9) | 2,348 (25.4) | 1,364 (10.7) |
| 30 | 21,032 | 8,733 | 12,299 | 3,396 (16.1) | 2,114 (24.2) | 1,282 (10.4) |
| 令和元年 | 19,953 | 8,313 | 11,640 | 3,125 (15.7) | 1,936 (23.3) | 1,189 (10.2) |
| 2 | 18,923 | 7,728 | 11,195 | 2,863 (15.1) | 1,749 (22.6) | 1,114 (10.0) |
| 3 | 17,793 | 6,963 | 10,830 | 2,515 (14.1) | 1,504 (21.6) | 1,011 (9.3) |
| 4 | 17,116 | 6,480 | 10,636 | 2,218 (13.0) | 1,306 (20.2) | 912 (8.6) |

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 () 内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

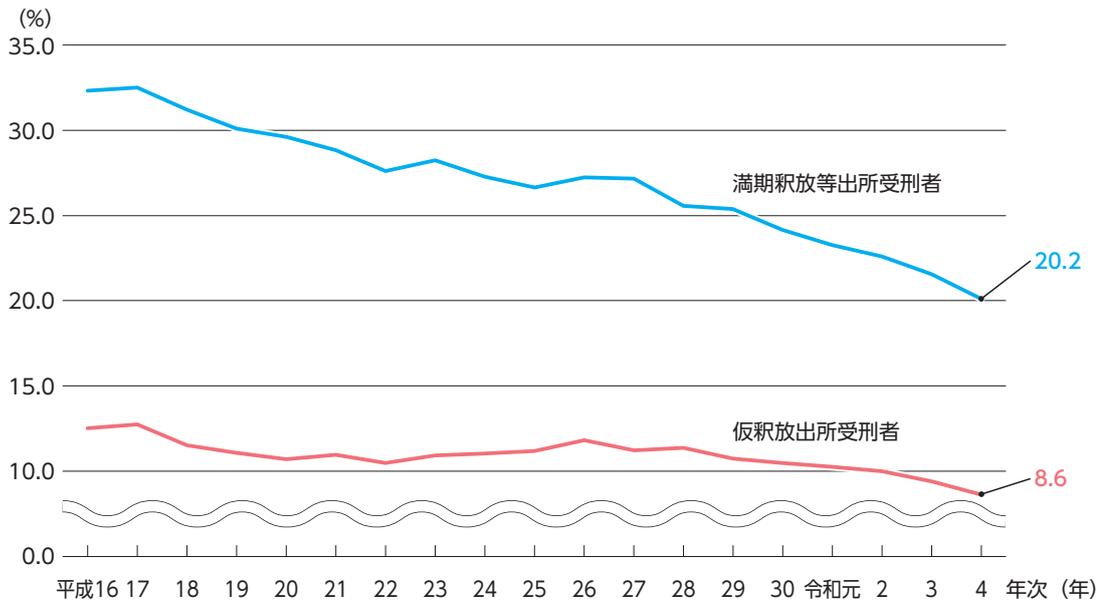
指標番号 3-1 出所受刑者の2年以内再入者数の推移



指標番号 3-2-1 出所受刑者の2年以内再入率の推移



指標番号 3-2-2 出所受刑者の2年以内再入率の推移 (出所事由別)



出所受刑者の2年以内再入者数は、2008年（平成20年）以降、毎年減少しており、2022年（令和4年）出所者では2,218人と、近年2年以内再入者数が最も多かった2005年（平成17年）出所者（6,519人）と比べて2分の1以下であった。「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、満期釈放の者の再入者数については、2022年までに2,000人以下とするという数値目標^{※4}を設定していたところ、2019年（令和元年）の満期釈放者^{※5}の再入者数は1,936人となって当該目標を達成し、2022年では、更に1,306人まで減少した。

※4 「再犯防止推進計画加速化プラン」における数値目標

過去5年（2013年（平成25年）から2017年（平成29年）まで）における満期釈放者の2年以内再入者数の平均（2,726人）を基準として、これを2022年（令和4年）までに、その2割以上を減少させ、2,000人以下とするもの。

※5 本章において、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいい、「満期釈放者」は、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者をいう。なお、刑の一部の執行猶予制度は2016年（平成28年）6月から施行されている。

また、出所受刑者の2年以内再入率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに16%以下にするとの数値目標を設定しているところ、2019年出所者では15.7%となって当該目標を達成し、2022年出所者では、更に13.0%まで減少した。なお、いずれの出所年においても、満期釈放者の2年以内再入率は、仮釈放者のそれよりも高く、2022年は、仮釈放者の2年以内再入率が8.6%であるのに対し、満期釈放者の2年以内再入率は20.2%であった。

5 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率【指標番号4】

罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗） （平成30年～令和4年）

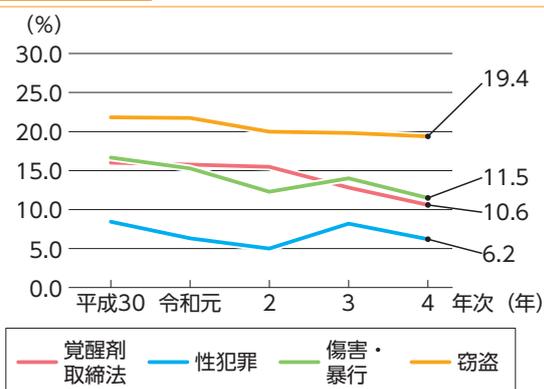
| 年次 (出所年) | 覚醒剤取締法 | | 性犯罪 | | 傷害・暴行 | | 窃盗 | |
|-------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 |
| 平成30年 | 5,982 | 957 (16.0) | 653 | 55 (8.4) | 1,057 | 176 (16.7) | 6,770 | 1,477 (21.8) |
| 令和元年 | 5,367 | 846 (15.8) | 630 | 40 (6.3) | 955 | 146 (15.3) | 6,663 | 1,450 (21.8) |
| 2 | 5,008 | 776 (15.5) | 536 | 27 (5.0) | 943 | 116 (12.3) | 6,441 | 1,290 (20.0) |
| 3 | 4,531 | 581 (12.8) | 461 | 38 (8.2) | 815 | 114 (14.0) | 6,193 | 1,226 (19.8) |
| 4 | 4,399 | 466 (10.6) | 467 | 29 (6.2) | 722 | 83 (11.5) | 5,908 | 1,144 (19.4) |

特性別（高齢、女性） （平成30年～令和4年）

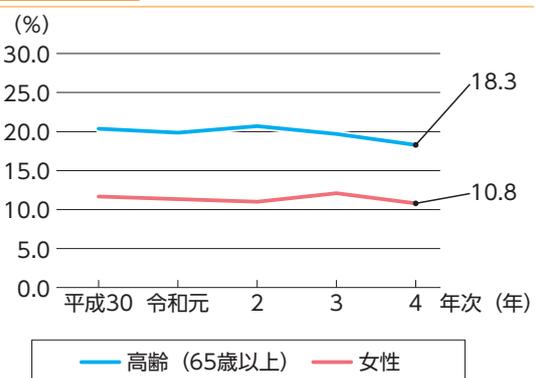
| 年次 | 高齢（65歳以上） | | 女性 | |
|-------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 |
| 平成30年 | 2,781 | 566 (20.4) | 2,046 | 239 (11.7) |
| 令和元年 | 2,762 | 549 (19.9) | 1,886 | 214 (11.3) |
| 2 | 2,692 | 557 (20.7) | 1,892 | 208 (11.0) |
| 3 | 2,636 | 518 (19.7) | 1,711 | 207 (12.1) |
| 4 | 2,602 | 475 (18.3) | 1,774 | 192 (10.8) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 特性別（高齢）の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 4 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 5 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。
 6 「性犯罪」は、強制性交等・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。
 7 「傷害」は、傷害致死を含む。

指標番号 4-1 2年以内再入率（罪名別）の推移



指標番号 4-2 2年以内再入率（特性別）の推移



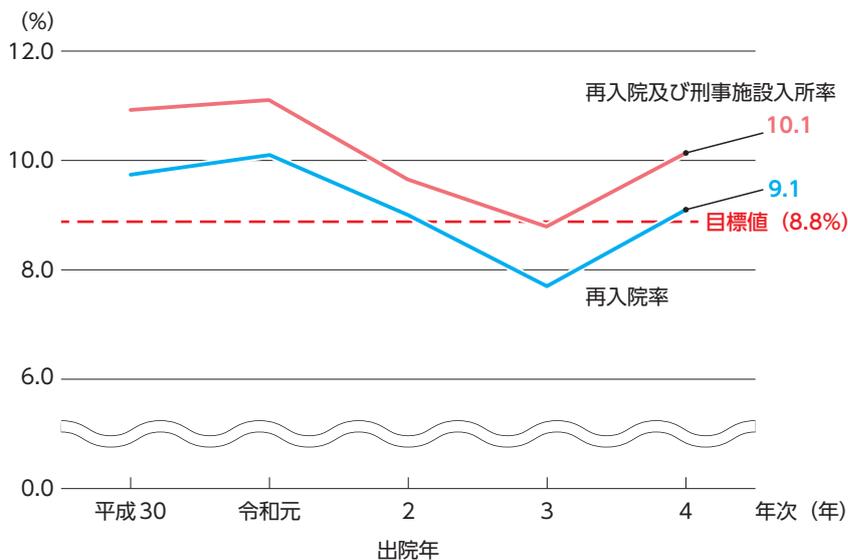
少年院出院者2年以内再入院率
特性別（少年）

（平成30年～令和4年）

| 年次 (出院年) | 出院者数 | 2年以内再入院者数 | 2年以内再入院者及び 刑事施設入所者数 |
|-------------|-------|------------|------------------------|
| 平成30年 | 2,156 | 210 (9.7) | 235 (10.9) |
| 令和元年 | 2,065 | 208 (10.1) | 229 (11.1) |
| 2 | 1,698 | 152 (9.0) | 164 (9.7) |
| 3 | 1,567 | 121 (7.7) | 138 (8.8) |
| 4 | 1,363 | 124 (9.1) | 138 (10.1) |

注 1 法務省調査による。
 2 「2年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者（第5種少年院出院者を除く。）のうち、出院年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
 3 ()内は、各年の少年院出院者（第5種少年院出院者を除く。）数に占める再入院者数の割合である（刑事施設を含む。）。

指標番号 4-3 少年院出院者の2年以内再入院率、2年以内再入院及び刑事施設入所率の推移



2022年(令和4年)出所者の2年以内再入率について、主な罪名・特性別で見ると、「窃盗」(19.4%)、「高齢(65歳以上)」(18.3%)が全体(13.0%)よりも高くなっている。

また、2022年出所者の2年以内再入率は、2021年(令和3年)出所者と比べて、「傷害・暴行」(2.5ポイント減)、「覚醒剤取締法違反」(2.2ポイント減)、「性犯罪」(2.0ポイント減)、「高齢」(1.4ポイント減)、「女性」(1.3ポイント減)、「窃盗」(0.4ポイント減)となっており、主な罪名・特性別の全てが低下した。

一方、少年院出院者の2年以内再入院率については、「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)において、2021年までに8.8%以下にするとの数値目標を設定していたところ、2021年出院者の2年以内再入院者数は121人、2年以内再入院率は7.7%となって当該目標を達成したが、2022年の2年以内再入院者数は124人、2年以内再入院率は9.1%と上昇し、目標値を上回った。2年以内再入院及び刑事施設入所率は138人、10.1%となっている。

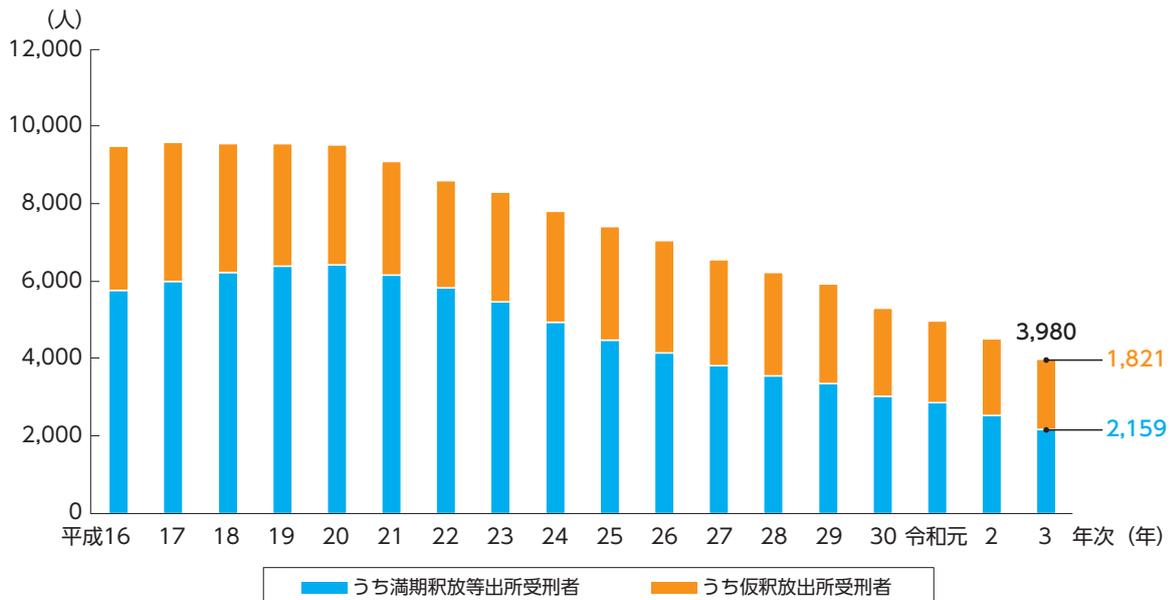
6 出所受刑者の3年以内再入者数及び3年以内再入率【指標番号5】

(平成16年～令和3年)

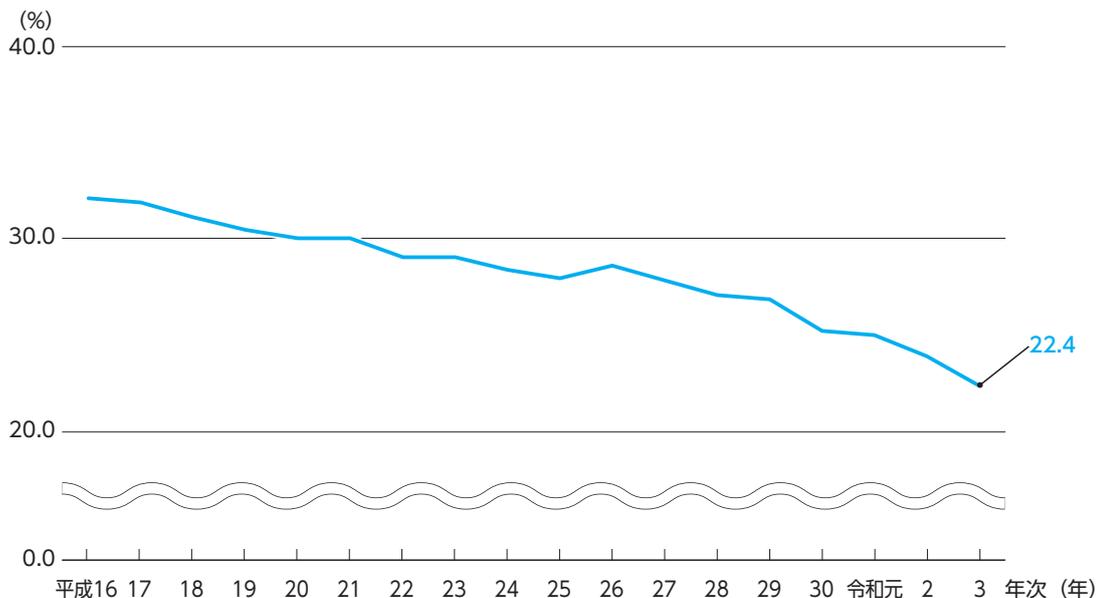
| 年次 (出所年) | 出所 受刑者数 | うち | | 3年以内 再入者数 | うち | |
|-------------|------------|--------------------|--------------|--------------|----------------|--------------|
| | | 満期 釈放等 出所受刑者 | 仮釈放 出所受刑者 | | 満期釈放等 出所受刑者 | 仮釈放 出所受刑者 |
| 平成16年 | 29,526 | 12,836 | 16,690 | 9,488 (32.1) | 5,743 (44.7) | 3,745 (22.4) |
| 17 | 30,025 | 13,605 | 16,420 | 9,590 (31.9) | 5,976 (43.9) | 3,614 (22.0) |
| 18 | 30,584 | 14,503 | 16,081 | 9,526 (31.1) | 6,208 (42.8) | 3,318 (20.6) |
| 19 | 31,297 | 15,465 | 15,832 | 9,544 (30.5) | 6,391 (41.3) | 3,153 (19.9) |
| 20 | 31,632 | 15,792 | 15,840 | 9,518 (30.1) | 6,430 (40.7) | 3,088 (19.5) |
| 21 | 30,178 | 15,324 | 14,854 | 9,069 (30.1) | 6,148 (40.1) | 2,921 (19.7) |
| 22 | 29,446 | 14,975 | 14,471 | 8,573 (29.1) | 5,829 (38.9) | 2,744 (19.0) |
| 23 | 28,558 | 13,938 | 14,620 | 8,294 (29.0) | 5,478 (39.3) | 2,816 (19.3) |
| 24 | 27,463 | 12,763 | 14,700 | 7,790 (28.4) | 4,931 (38.6) | 2,859 (19.4) |
| 25 | 26,510 | 11,887 | 14,623 | 7,413 (28.0) | 4,490 (37.8) | 2,923 (20.0) |
| 26 | 24,651 | 10,726 | 13,925 | 7,056 (28.6) | 4,130 (38.5) | 2,926 (21.0) |
| 27 | 23,523 | 9,953 | 13,570 | 6,564 (27.9) | 3,801 (38.2) | 2,763 (20.4) |
| 28 | 22,909 | 9,649 | 13,260 | 6,205 (27.1) | 3,552 (36.8) | 2,653 (20.0) |
| 29 | 21,998 | 9,238 | 12,760 | 5,909 (26.9) | 3,371 (36.5) | 2,538 (19.9) |
| 30 | 21,032 | 8,733 | 12,299 | 5,300 (25.2) | 3,039 (34.8) | 2,261 (18.4) |
| 令和元年 | 19,953 | 8,313 | 11,640 | 4,983 (25.0) | 2,846 (34.2) | 2,137 (18.4) |
| 2 | 18,923 | 7,728 | 11,195 | 4,517 (23.9) | 2,532 (32.8) | 1,985 (17.7) |
| 3 | 17,793 | 6,963 | 10,830 | 3,980 (22.4) | 2,159 (31.0) | 1,821 (16.8) |

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 「3年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、3年目(翌々年)の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 ()内は、各年の出所受刑者数に占める3年以内再入者数の割合である。

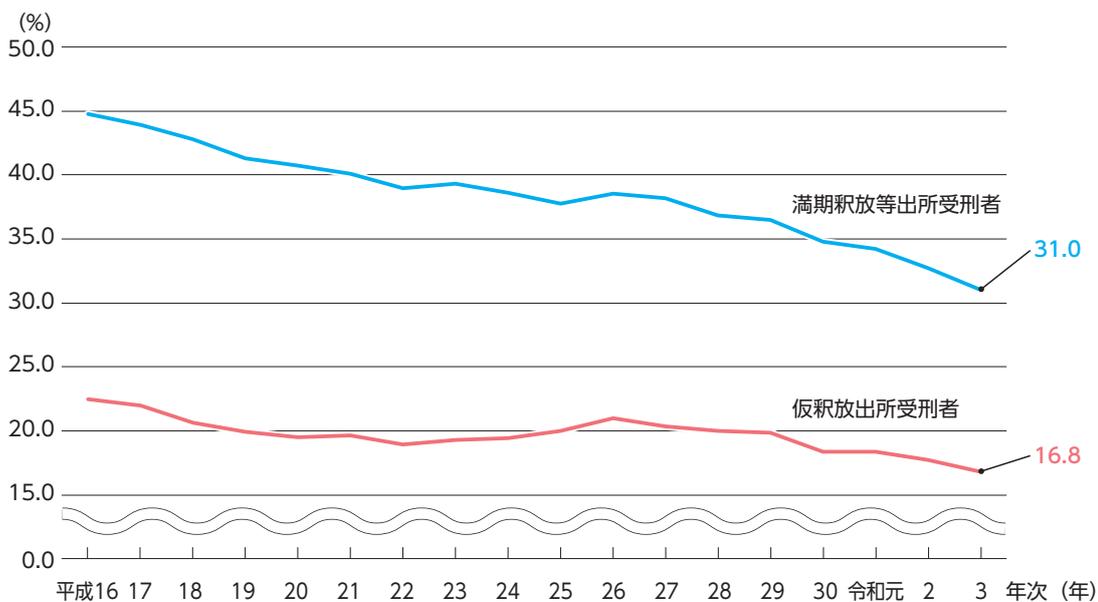
指標番号 5-1 出所受刑者の3年以内再入者数の推移



指標番号 5-2-1 出所受刑者の3年以内再入率の推移



指標番号 5-2-2 出所受刑者の3年以内再入率の推移 (出所事由別)



出所受刑者の3年以内再入者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少しており、2021年（令和3年）出所者では3,980人と、近年3年以内再入者数が最も多かった2005年（平成17年）出所者（9,590人）と比べて2分の1以下であった。出所事由別の再入者数を見ると、2021年の満期釈放者の再入者数は2,159人であり、減少傾向にある。また、2021年の仮釈放者の再入者数は1,821人であり、こちらも減少傾向である。

また、出所受刑者の3年以内再入率については、2021年出所者では22.4%となっている。いずれの出所年においても、満期釈放者の3年以内再入率は、仮釈放者のそれよりも高く、2021年は、仮釈放者の3年以内再入率が16.8%であるのに対し、満期釈放者の3年以内再入率は31.0%であった。

7 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別3年以内再入率【指標番号6】

罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗） (平成30年～令和3年)

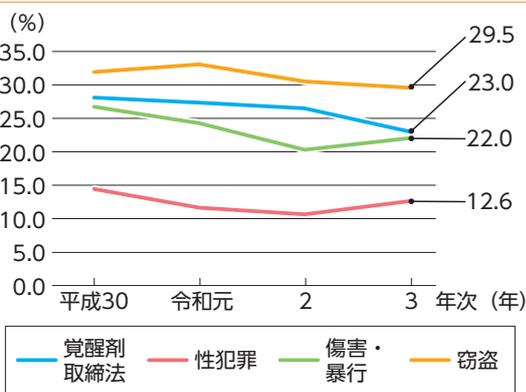
| 年次 (出所年) | 覚醒剤取締法 | | 性犯罪 | | 傷害・暴行 | | 窃盗 | |
|-------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 出所 受刑者数 | 3年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 3年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 3年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 3年以内 再入者数 |
| 平成30年 | 5,982 | 1,677 (28.0) | 653 | 94 (14.4) | 1,057 | 282 (26.7) | 6,770 | 2,157 (31.9) |
| 令和元年 | 5,367 | 1,463 (27.3) | 630 | 73 (11.6) | 955 | 231 (24.2) | 6,663 | 2,199 (33.0) |
| 2 | 5,008 | 1,323 (26.4) | 536 | 57 (10.6) | 943 | 191 (20.3) | 6,441 | 1,960 (30.4) |
| 3 | 4,531 | 1,040 (23.0) | 461 | 58 (12.6) | 815 | 179 (22.0) | 6,193 | 1,829 (29.5) |

特性別（高齢、女性） (平成30年～令和3年)

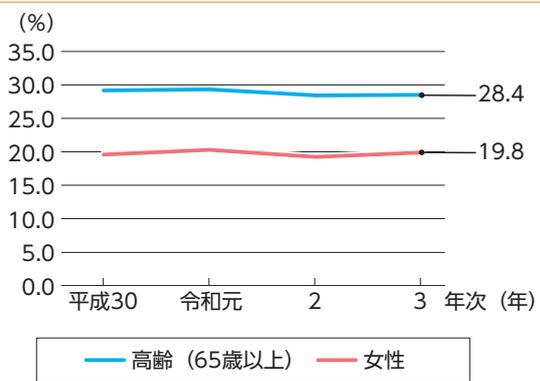
| 年次 | 高齢（65歳以上） | | 女性 | |
|-------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 出所 受刑者数 | 3年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 3年以内 再入者数 |
| 平成30年 | 2,781 | 808 (29.1) | 2,046 | 398 (19.5) |
| 令和元年 | 2,762 | 807 (29.2) | 1,886 | 381 (20.2) |
| 2 | 2,692 | 763 (28.3) | 1,892 | 362 (19.1) |
| 3 | 2,636 | 748 (28.4) | 1,711 | 338 (19.8) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 特性別（高齢）の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 4 「3年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、3年目（翌々年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 5 ()内は、各年の出所受刑者数に占める3年以内再入者数の割合である。
 6 「性犯罪」は、強制性交等・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。
 7 「傷害」は、傷害致死を含む。

指標番号 6-1 3年以内再入率（罪名別）の推移



指標番号 6-2 3年以内再入率（特性別）の推移



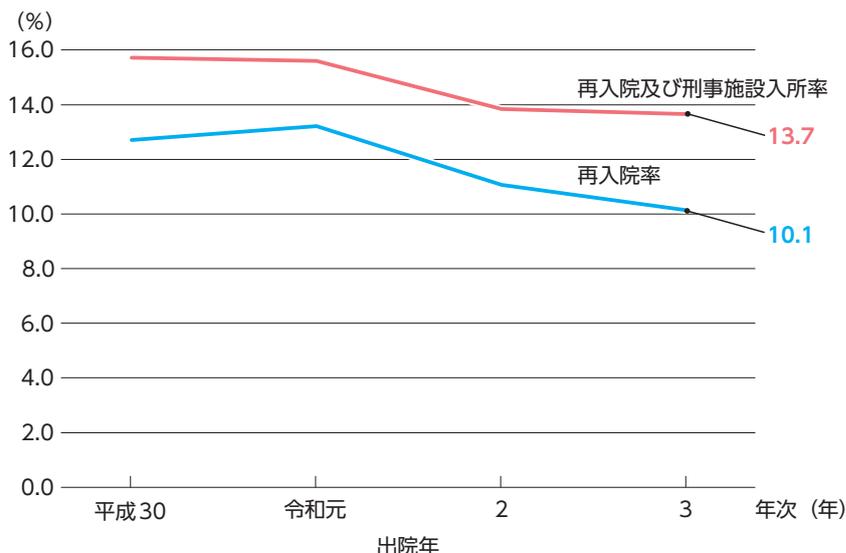
少年院出院者3年以内再入院率

特性別（少年） (平成30年～令和3年)

| 年次 (出院年) | 出院者数 | 3年以内再入院者数 | 3年以内再入院者及び 刑事施設入所者数 |
|-------------|-------|------------|------------------------|
| 平成30年 | 2,156 | 274 (12.7) | 339 (15.7) |
| 令和元年 | 2,065 | 273 (13.2) | 322 (15.6) |
| 2 | 1,698 | 188 (11.1) | 235 (13.8) |
| 3 | 1,567 | 159 (10.1) | 214 (13.7) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「3年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者のうち、出院年を1年目として、3年目（翌々年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
 3 ()内は、各年の少年院出院者数に占める再入院者数の割合である（刑事施設を含む。）。

指標番号 6-3 少年院出院者の3年以内再入院率、3年以内再入院及び刑事施設入所率の推移



2021年(令和3年)出所者の3年以内再入率について、主な罪名・特性別で見ると、「窃盗」(29.5%)、「高齢(65歳以上)」(28.4%)、「覚醒剤取締法違反(23.0%)」が全体(22.4%)よりも高くなっている。

また、2021年出所者の3年以内再入率は、2020年(令和2年)出所者と比べて、「覚醒剤取締法違反」(3.4ポイント減)、「窃盗」(0.9ポイント減)が低下した一方、「性犯罪」(2.0ポイント増)、「傷害・暴行」(1.7ポイント増)、「高齢」(0.1ポイント増)、「女性」(0.7ポイント増)は上昇している。

一方、少年院出院者の3年以内再入院者数及び再入院率については、2019年(令和元年)以降減少傾向であり、2021年出院者の3年以内再入院者数は159人、3年以内再入院率は10.1%であった。3年以内再入院及び刑事施設入所率は、214人、13.7%であった。

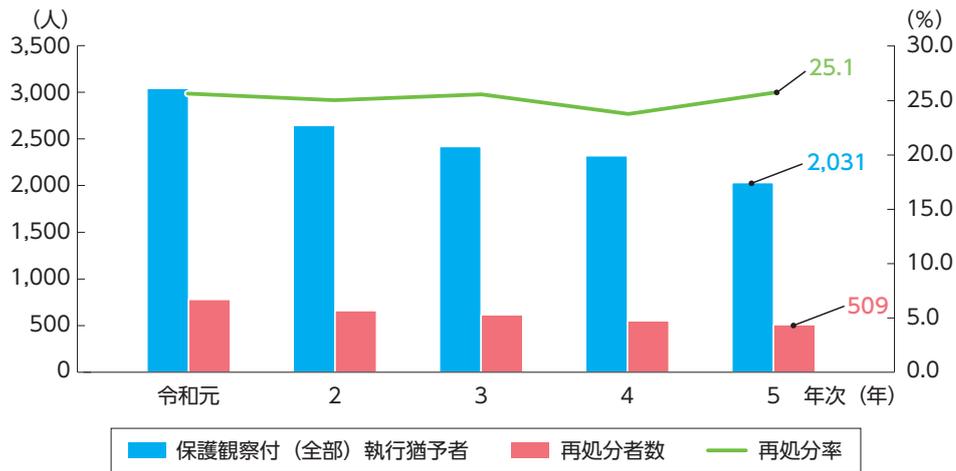
8 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率【指標番号7】

(令和元年～5年)

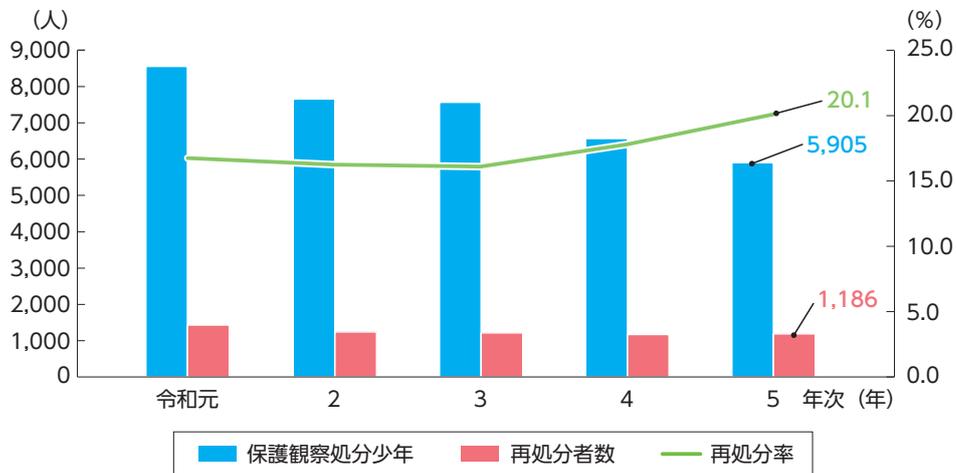
| 年 | 保護観察付(全部)執行猶予者 | | | 保護観察処分少年 | | |
|------|----------------|---------|------|----------|---------|------|
| | 執行猶予者 | うち再処分者数 | 再処分率 | 執行猶予者 | うち再処分者数 | 再処分率 |
| 令和元年 | 3,042 | 780 | 25.6 | 8,556 | 1,434 | 16.8 |
| 2 | 2,644 | 661 | 25.0 | 7,659 | 1,245 | 16.3 |
| 3 | 2,419 | 618 | 25.5 | 7,570 | 1,219 | 16.1 |
| 4 | 2,319 | 551 | 23.8 | 6,566 | 1,168 | 17.8 |
| 5 | 2,031 | 509 | 25.1 | 5,905 | 1,186 | 20.1 |

注 1 法務省・保護統計年報による。
 2 「保護観察付(全部)執行猶予者」及び「保護観察処分少年」は、保護観察の終了者数を計上している。
 3 「再処分者数」は、保護観察中の犯罪又は非行により刑の言渡し、起訴猶予の処分又は保護処分を受けた者の数を計上している。保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は含まない。

指標番号 7-1 保護観察付（全部）執行猶予者の再処分者数及び再処分率



指標番号 7-2 保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率



保護観察付（全部）執行猶予者のうち、再処分に至った者は2023年（令和5年）は509人であった。保護観察処分少年においては、再処分に至った者は1,186名であった。

再処分率については、2023年において、保護観察付（全部）執行猶予者が25.1%（前年1.3ポイント増）であり、保護観察処分少年は20.1%（前年2.3ポイント増）となっている。

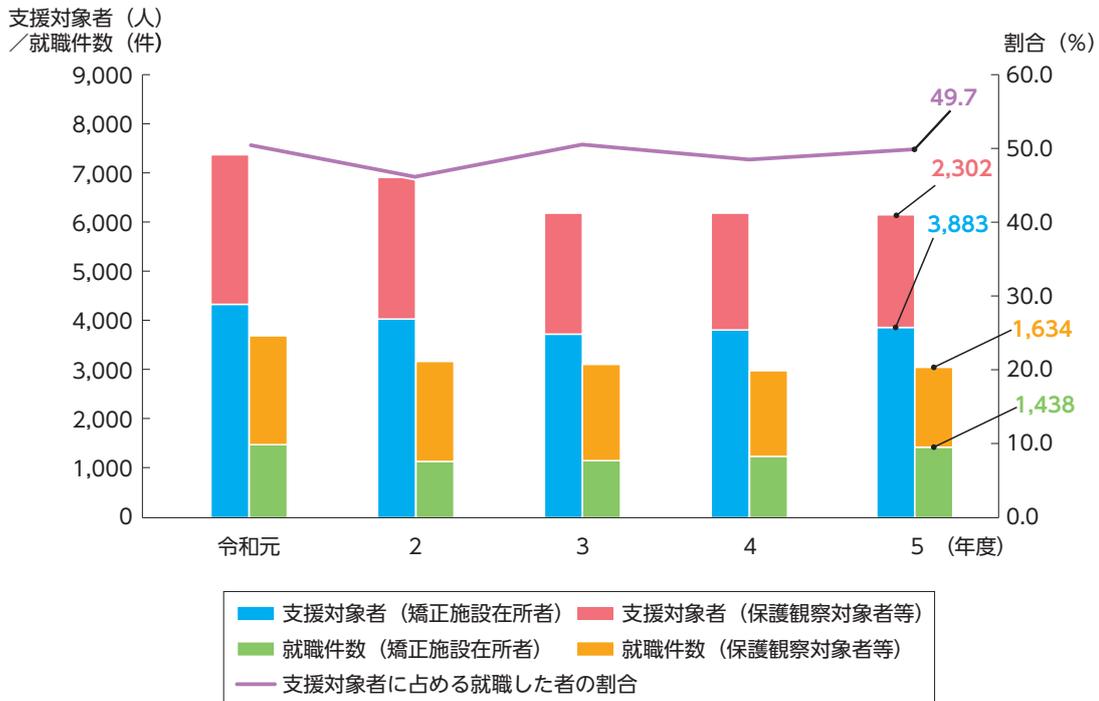
第3節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

1 就労・住居の確保等関係

(1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号8】
(令和元年度～5年度)

| 年 度 | 支援対象者数 | 支援対象者数 | | 就職件数 | 就職件数 | | 割 合 |
|-------|--------|---------------|----------------|-------|---------------|----------------|------|
| | | うち矯正施設 在所者 | うち保護観察 対象者等 | | うち矯正施設 在所者 | うち保護観察 対象者等 | |
| 令和元年度 | 7,411 | 4,355 | 3,056 | 3,722 | 1,498 | 2,224 | 50.2 |
| 2 | 6,947 | 4,056 | 2,891 | 3,194 | 1,156 | 2,038 | 46.0 |
| 3 | 6,221 | 3,745 | 2,476 | 3,130 | 1,167 | 1,963 | 50.3 |
| 4 | 6,219 | 3,829 | 2,390 | 3,004 | 1,254 | 1,750 | 48.3 |
| 5 | 6,185 | 3,883 | 2,302 | 3,072 | 1,438 | 1,634 | 49.7 |

注 1 厚生労働省調査による。
2 「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して協力依頼がなされ、支援を開始した者の数を計上している。
3 「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。



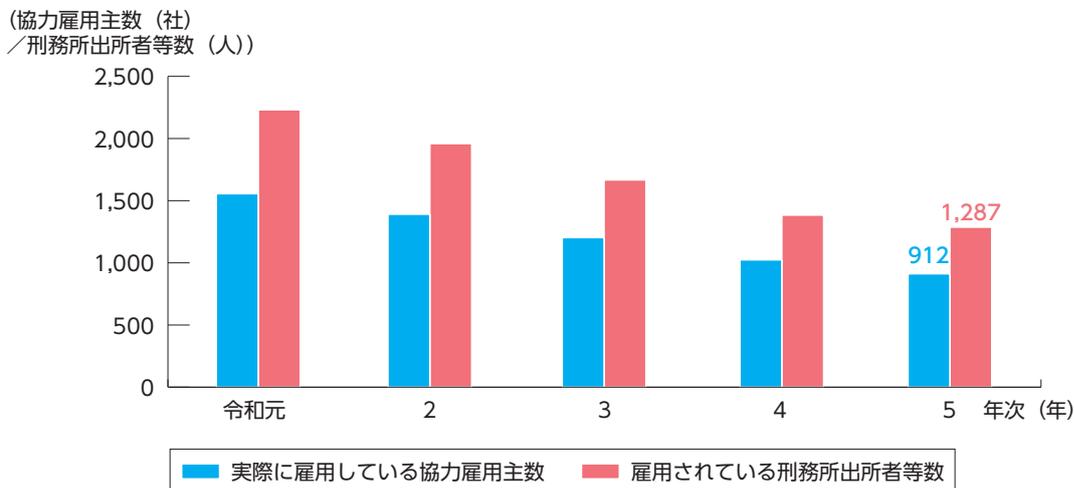
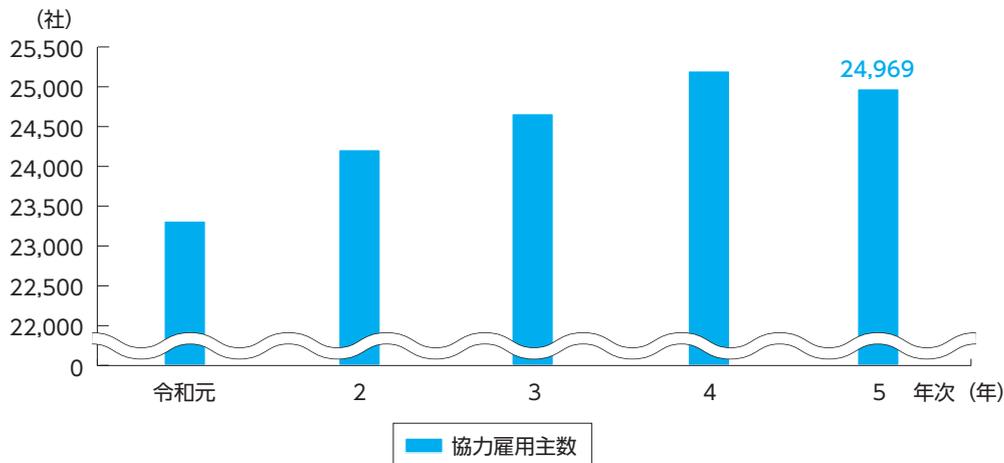
刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号7ア】参照）においては、出所受刑者数が近年減少している中、一定数の支援対象者数を確保し続けている。支援対象者のうち、就職した者の数（就職件数）は、2011年度（平成23年度）以降増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年度（令和2年度）からは減少に転じたものの、2023年度（令和5年度）は3,072件と前年度（3,004件）より増加した。また、就職した者の割合は、2023年度は49.7%と前年度（48.3%）よりも1.4ポイント増加した。

(2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号9】

(令和元年～5年)

| 年次 | 協力雇用主数 | 実際に雇用している協力雇用主数 | 雇用されている刑務所出所者等数 |
|------|--------|-----------------|-----------------|
| 令和元年 | 23,316 | 1,556 | 2,231 |
| 2 | 24,213 | 1,391 | 1,959 |
| 3 | 24,665 | 1,208 | 1,667 |
| 4 | 25,202 | 1,024 | 1,384 |
| 5 | 24,969 | 912 | 1,287 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 各年10月1日現在の数値である。
 3 「刑務所出所者等」は、少年院出院者、保護観察対象者等を含む。



協力雇用主数は、近年増加傾向にあったが、2023年(令和5年)10月1日現在、2万4,969社であり、前年10月1日現在(2万5,202社)より減少した。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、2020年(令和2年)までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標が設定されていたところ、2019年(令和元年)に1,556社と目標を達成した。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年以降は減少傾向にあり、2023年は912社と前年(1,024社)より減少した。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数についても、2020年以降は減少傾向にあり、2023年は1,287人と前年(1,384人)より減少した。

(3) 国及び地方公共団体において雇用した犯罪をした者等の数【指標番号 10】

(令和元年度～5年度)

| 年 度 | 国 | 地方公共団体 |
|-------|---|--------|
| 令和元年度 | 8 | 4 |
| 2 | 8 | 9 |
| 3 | 4 | 6 |
| 4 | 5 | 7 |
| 5 | 7 | 1 |

注 1 法務省調査による。地方公共団体の実績は、保護観察所において把握している数値である。
 2 複数年度にわたって雇用継続している場合は、就労開始年度に計上している。

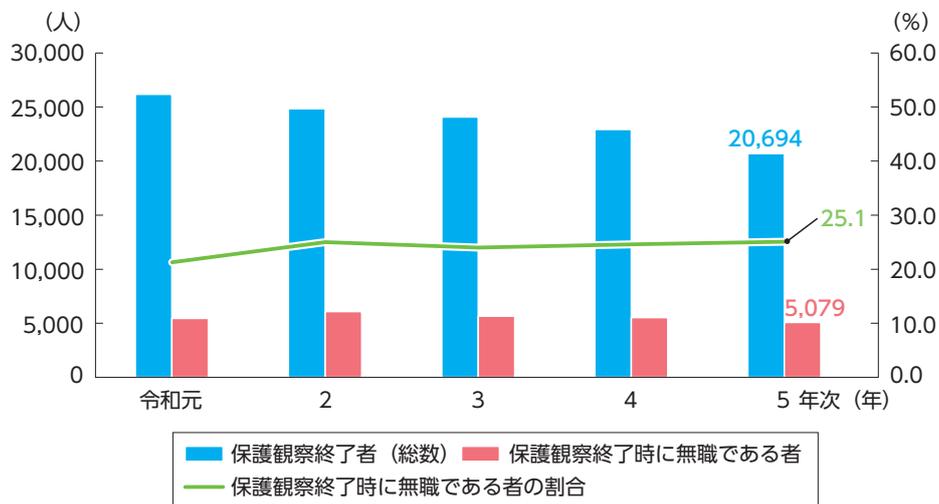
国において雇用した犯罪をした者等について、2023年度（令和5年度）は7人であった。地方公共団体において雇用した者については、2023年度は1人であった。

(4) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号 11】

(令和元年～5年)

| 年 次 | 保護観察終了者（総数） | 職業不詳の者 | 無職である者 |
|------|-------------|--------|--------------|
| 令和元年 | 26,183 | 619 | 5,444 (21.3) |
| 2 | 24,844 | 517 | 6,075 (25.0) |
| 3 | 24,075 | 473 | 5,653 (24.0) |
| 4 | 22,915 | 448 | 5,534 (24.6) |
| 5 | 20,694 | 441 | 5,079 (25.1) |

注 1 法務省・保護統計年報による。
 2 「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。
 3 ()内は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める「無職である者」の割合である。
 4 交通短期保護観察の対象者、更生指導の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。



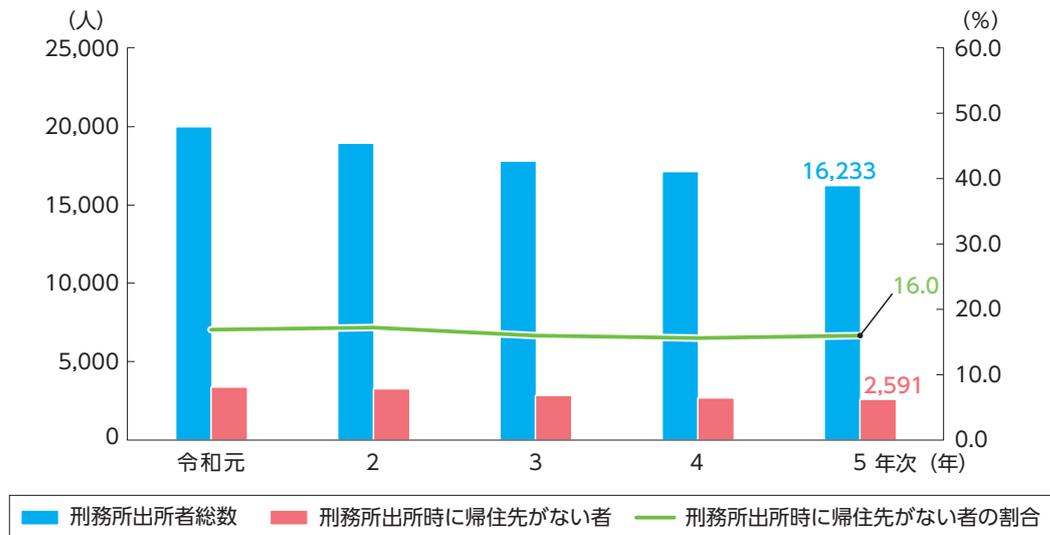
保護観察終了時に無職である者の数は、2023年（令和5年）は前年（5,534人）より減少して5,079人であった。その割合は、保護観察終了者数（総数）自体が減少していることもあり、2019年（令和元年）までは21～22%台で推移していたところ、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年（令和2年）に大きく増加し、2023年は25.1%であった。

(5) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号 12】

(令和元年～5年)

| 年次 | 刑務所出所者総数 | 帰住先がない者 |
|------|----------|--------------|
| 令和元年 | 19,993 | 3,380 (16.9) |
| 2 | 18,931 | 3,266 (17.3) |
| 3 | 17,809 | 2,844 (16.0) |
| 4 | 17,143 | 2,678 (15.6) |
| 5 | 16,233 | 2,591 (16.0) |

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。
 4 () 内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。



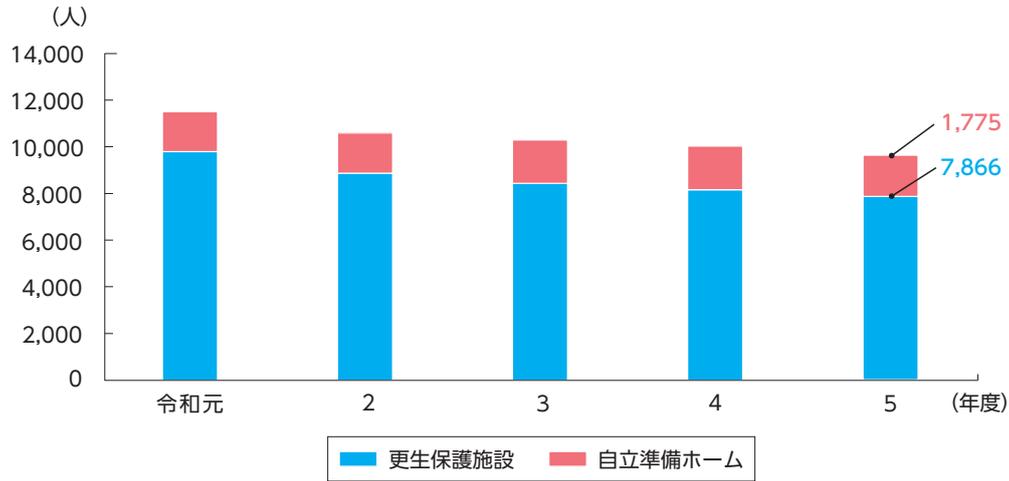
刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和2年）までに4,450人以下に減少させるとの数値目標を設定していたところ、2017年（平成29年）には当該目標を達成し、2023年（令和5年）は2,591人にまで減少した。刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は、2023年は16.0%と前年（15.6%）よりも0.4ポイント増加した。

(6) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号 13】

(令和元年度～5年度)

| 年度 | 更生保護施設 | 自立準備ホーム | 計 |
|-------|--------|-------------|--------|
| 令和元年度 | 9,789 | 1,709 (224) | 11,498 |
| 2 | 8,870 | 1,719 (290) | 10,589 |
| 3 | 8,428 | 1,863 (318) | 10,291 |
| 4 | 8,159 | 1,868 (318) | 10,027 |
| 5 | 7,866 | 1,775 (325) | 9,641 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 () 内は、各年度の薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）である。



更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、2023年度（令和5年度）はそれぞれ7,866人、1,775人であった。

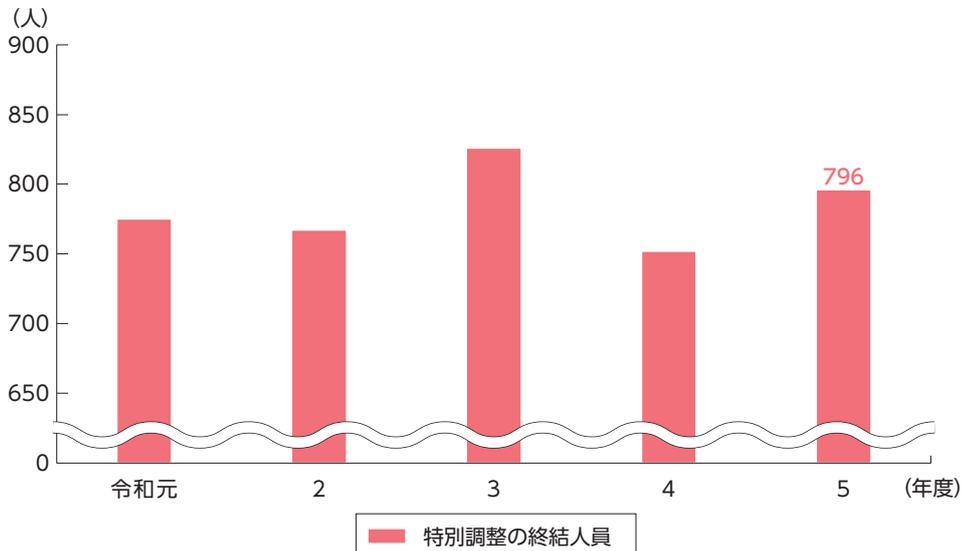
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号 14】

(令和元年度～5年度)

| 年度 | 特別調整の 終結人員 | 内訳 | | | |
|-------|---------------|-----|------|------|------|
| | | 高齢 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 |
| 令和元年度 | 775 | 398 | 106 | 199 | 317 |
| 2 | 767 | 370 | 104 | 211 | 311 |
| 3 | 826 | 401 | 90 | 235 | 373 |
| 4 | 752 | 350 | 99 | 188 | 350 |
| 5 | 796 | 385 | 100 | 211 | 369 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「終結人員」は、少年を含む。
 3 「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 4 内訳は重複計上による。



特別調整（【施策番号 28】参照）により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、2023年度（令和5年度）は796人と前年度（752人）よりも増加した。

なお、内訳（複数該当あり）を見ると、2023年度は「高齢」が最も多く、次いで「精神障害」が多くなっている。

（2）検察庁等と保護観察所との連携による入口支援を実施した者の数【指標番号 15】

【更生緊急保護の重点実施等の実施人員（令和3年度～5年度）】

| 年 度 | 更生緊急保護の重点実施等 |
|-------|--------------|
| 令和3年度 | 340 |
| 4 | 473 |
| 5 | 345 |

注 令和5年度は令和5年4月1日から同年11月30日までの実施人員である。

【勾留中の被疑者等に対する調整の開始人員（令和5年）】

| 年 次 | 勾留中の被疑者に対する調整 | 勾留中の被告人に対する調整 | 計 |
|------|---------------|---------------|----|
| 令和5年 | 36 | 22 | 58 |

注 令和5年は令和5年12月1日から同月31日までの開始人員である。

検察庁等と保護観察所との連携による入口支援を実施した者の数について、2023年（令和5年）11月30日までは、各年度の「更生緊急保護の重点実施等の実施人員」、2023年12月1日からは、各年次の「勾留中の被疑者等に対する調整の開始人員」を計上している。刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により改正された更生保護法（平成19年法律第88号）に基づき、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整を開始した人員は、2023年12月に36人、勾留中の被告人に対する調整を開始した人員は、同期間に22人であった。

（3）薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号 16】

（令和5年度）

| 年 度 | 薬物事犯保護観察対象者数 | うち保健医療機関・民間支援団体等で治療・支援を受けた者の数 |
|-------|--------------|-------------------------------|
| | | |
| 令和5年度 | 9,692 | 879 (9.1) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「薬物事犯保護観察対象者数」は、薬物事犯保護観察対象者として、当該年度当初に保護観察を受けている者の数と当該年度に新たに保護観察を受けることとなった者の数を計上している。
 3 ()内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、精神保健福祉センター、保健所、医療機関、民間支援団体等が行う治療・支援を受けた者の割合である。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、2023年度（令和5年度）はそれぞれ879人、9.1%であった。

3 学校等と連携した修学支援の実施等関係

(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号 17】

(少年院出院時)

(令和元年～5年)

| 年次 | 出院者数 (A) | (A) のうち、修学支援対象者数 (B) | (B) のうち、出院時復学・進学希望者 (C) | (C) のうち、出院時復学・進学決定者【指標番号 17】 |
|------|----------|----------------------|-------------------------|------------------------------|
| 令和元年 | 2,065 | 363 | 251 | 70 (27.9) |
| 2 | 1,698 | 296 | 198 | 66 (33.3) |
| 3 | 1,567 | 233 | 177 | 54 (30.5) |
| 4 | 1,363 | 255 | 177 | 40 (22.6) |
| 5 | 1,328 | 233 | 172 | 46 (26.7) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「出院者数」は、当該調査期間において出院した者を計上している。ただし、逮捕状執行及び他施設への移送（保護上の移送を除く。）による出院者を含まない。
 3 「修学支援対象者数」は、当該調査期間において出院した者のうち、出院時に修学支援対象者として選定されていた者を計上している。
 4 「進学決定」は、入学試験に合格しているなど、進学が確定的である状態をいう。
 5 () 内は、指標に該当する人員の割合である。

2023年（令和5年）の少年院出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は172人であったところ、そのうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ46人、26.7%であった。

(2) 保護観察所において修学支援を実施し、保護観察期間中に高等学校等を卒業若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号 18】

(保護観察終了時)

(令和5年度)

| 年度 | 保護観察所において修学支援を実施した者 (A) | (A) のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合 (B) | (参考) 令和5年末現在 就学類型認定状況 |
|-------|-------------------------|--|-----------------------------|
| 令和5年度 | 17 | 9 (53.0) | 1,837 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 (A) は、報告対象年度に保護観察を終了した者（報告対象年度以前に保護観察を開始した者を含む。）のうち、保護観察期間中に修学支援を実施した者である。
 3 (B) の、「保護観察終了時に高等学校等に在学している者」については、中学校に在学している者も含む。
 4 () 内は、指標に該当する人員の割合である。

2023年度（令和5年度）に保護観察を終了した者のうち、当該年度に保護観察所において修学支援を実施した者は17人であった。そのうち、「保護観察期間中に高等学校等を卒業した者若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合」は、それぞれ9人、53.0%であった。

(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号 19】

(令和元年度～5年度)

| 年 度 | 受験者数 | 全科目合格者 | | 1以上科目合格者 | |
|-------|------|--------|------|----------|------|
| | | 合格者数 | 合格率 | 合格者数 | 合格率 |
| 令和元年度 | 872 | 387 | 44.4 | 827 | 94.8 |
| 2 | 793 | 356 | 44.9 | 762 | 96.1 |
| 3 | 797 | 316 | 39.6 | 776 | 97.4 |
| 4 | 743 | 321 | 43.2 | 701 | 94.3 |
| 5 | 727 | 291 | 40.0 | 681 | 93.7 |

- 注 1 文部科学省調査による。
 2 「全科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。
 3 「1以上科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち全部又は一部の科目に合格した者をいう。
 4 「合格率」は、受験者数に占める「全科目合格者」、「1以上科目合格者」の割合である。

矯正施設における高等学校卒業程度認定試験（【施策番号 47】参照）の受験者数について、2023年度（令和5年度）は727人であった。

2023年度の全科目合格者数は291人で、合格率は40.0%であった。また、全科目合格を含む1以上科目合格率は、近年90%以上の高い水準を維持しており、2023年度は93.7%であった。

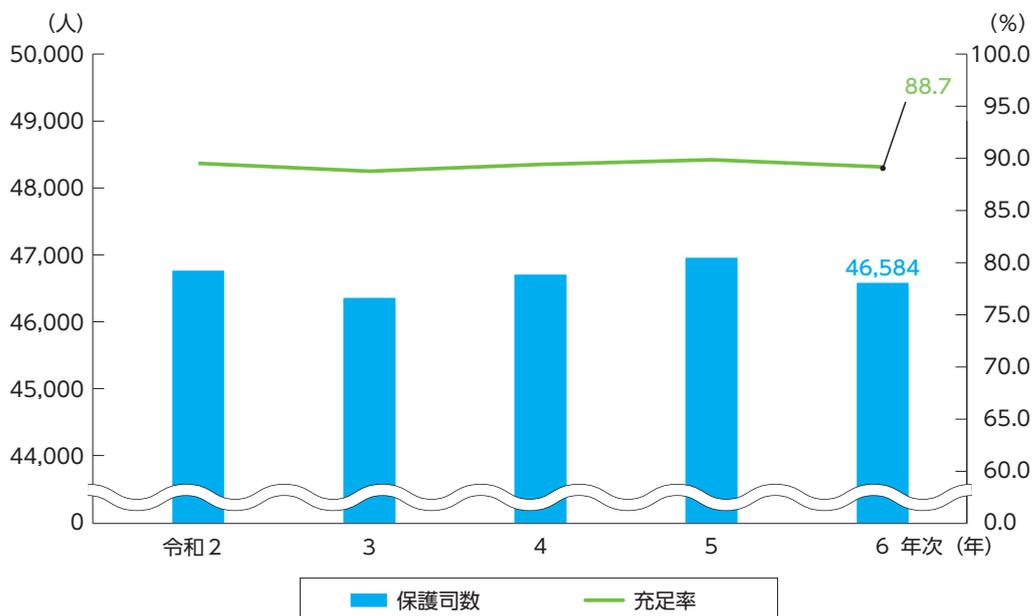
4 民間協力者の活動の促進等関係

(1) 保護司数及び保護司充足率【指標番号 20】

(令和2年～6年)

| 年 次 | 保護司数 (人) | 充足率 (%) |
|------|----------|---------|
| 令和2年 | 46,763 | 89.1 |
| 3 | 46,358 | 88.3 |
| 4 | 46,705 | 89.0 |
| 5 | 46,956 | 89.4 |
| 6 | 46,584 | 88.7 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 各年1月1日現在の数値である。
 3 「充足率」は、定数（5万2,500人）に対する保護司数の割合である。



保護司数及び保護司充足率は、2017年（平成29年）以降、減少・低下傾向にあり、2024年（令和6年）は4万6,584人、88.7%と前年（4万6,956人、89.4%）より減少・低下した。ただし、これは2021年（令和3年）4月1日から開始した定年制に対する特例^{※6}により再任された保護司1,506人を含むものである。

(2) “社会を明るくする運動”行事参加人数【指標番号21】

(令和元年～5年)

| 年次 | 行事参加人員 |
|------|-----------|
| 令和元年 | 2,969,544 |
| 2 | 577,047 |
| 3 | 867,395 |
| 4 | 1,284,167 |
| 5 | 1,398,782 |

注 法務省調査による。

“社会を明るくする運動”行事参加人数は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年（令和2年）以降は、当該運動における行事が大幅に制限されたこともあり、大幅に減少していたが、2022年（令和4年）から、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、街頭広報活動や各種行事を再開したため増加に転じ、2023年（令和5年）は139万8,782人であった。

5 地域による包摂の推進関係

地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号22】

(平成31年～令和6年)

| 年次 | 策定地方公共団体数（策定割合） | | |
|-------|-----------------|-------|------------------|
| | 都道府県 | 指定都市 | その他の市町村（特別区を含む。） |
| 平成31年 | 15/47 | 0/20 | 4/1,727 |
| 令和2年 | 31/47 | 6/20 | 32/1,727 |
| 3 | 42/47 | 16/20 | 130/1,727 |
| 4 | 47/47 | 18/20 | 306/1,727 |
| 5 | 47/47 | 19/20 | 506/1,727 |
| 6 | 47/47 | 20/20 | 748/1,727 |

注 1 法務省調査による。
2 各年4月1日現在の数値である。

推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体^{※7}の数については、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年度（令和3年度）末までに100以上にすると成果目標を設定していたところ、2021年（令和3年）4月に188団体となり当該目標を達成した。2021年以降も増加しており、2024年（令和6年）4月1日現在、都道府県が全47団体、指定都市が全20団体、その他の市町村（特別区を含む。）が748団体の合計815団体となった。

※6 保護司の定年制に対する特例
これまで、76歳になる前日まで再任が可能であったところ、2021年（令和3年）4月1日以降、保護司本人が希望すれば、78歳になる前日まで再任を可能とした。

※7 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体に関する最新の情報はこちら
https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html



6 その他の参考指標

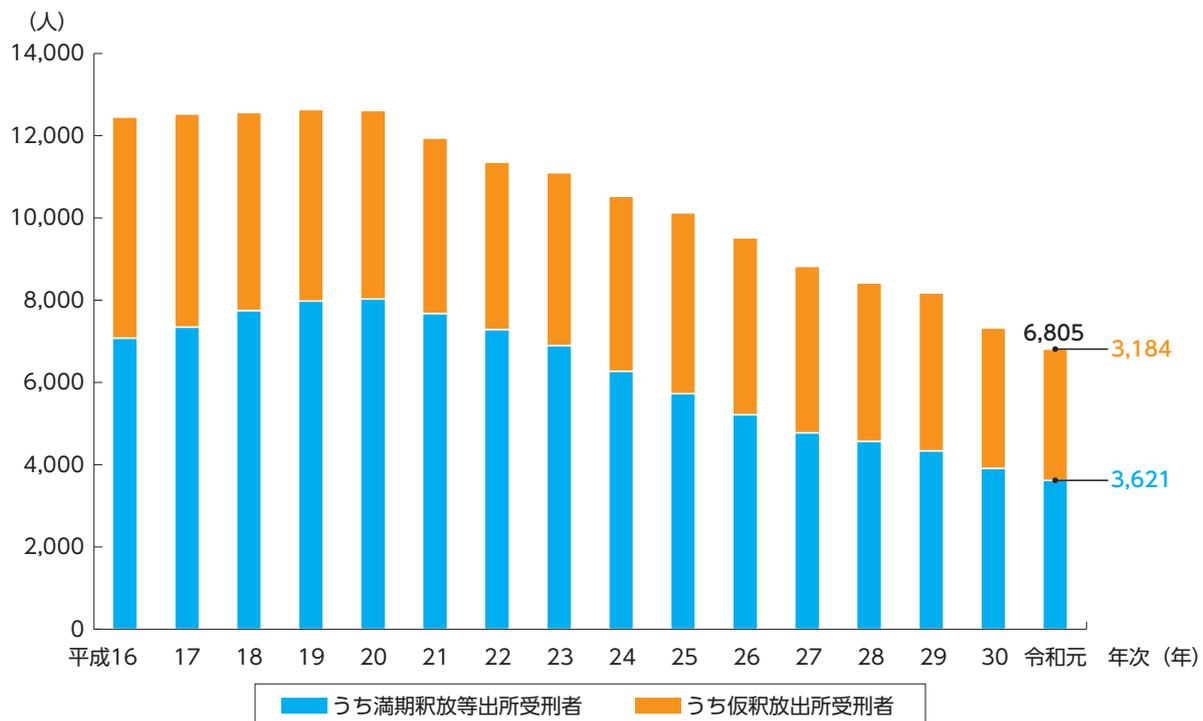
出所受刑者の5年以内再入者数及び5年以内再入率【指標番号 23】

(平成16年～令和元年)

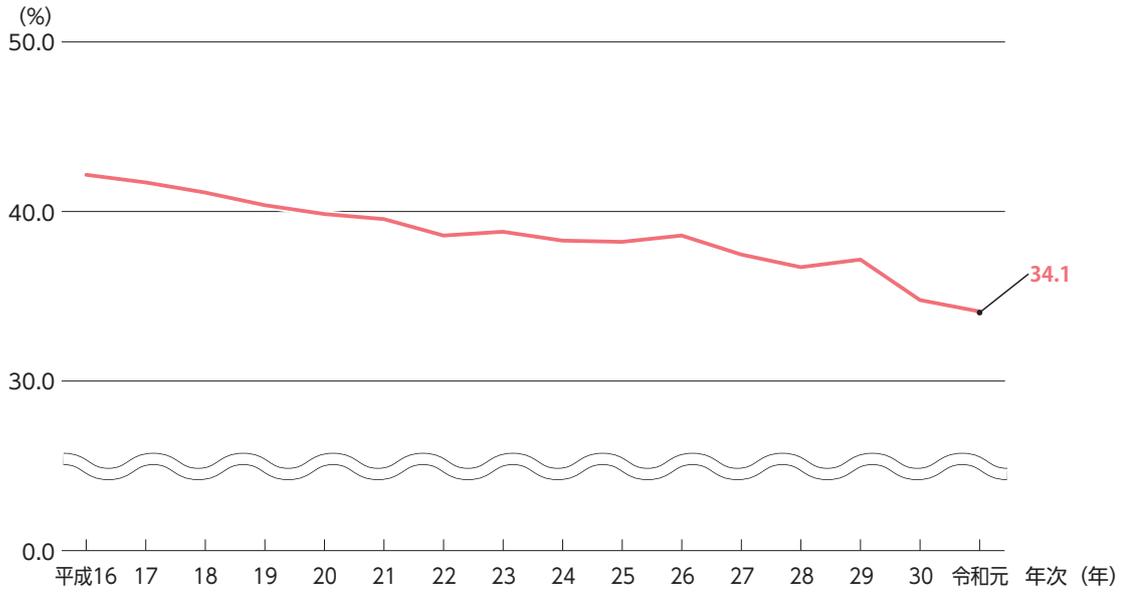
| 年次 (出所年) | 出所 受刑者数 | 出所受刑者 | | 5年以内 再入者数 | 再入者 | |
|-------------|------------|----------------------|----------------|---------------|------------------|----------------|
| | | うち満期 釈放等 出所受刑者 | うち仮釈放 出所受刑者 | | うち満期釈放等 出所受刑者 | うち仮釈放 出所受刑者 |
| 平成16年 | 29,526 | 12,836 | 16,690 | 12,444 (42.1) | 7,071 (55.1) | 5,373 (32.2) |
| 17 | 30,025 | 13,605 | 16,420 | 12,522 (41.7) | 7,343 (54.0) | 5,179 (31.5) |
| 18 | 30,584 | 14,503 | 16,081 | 12,558 (41.1) | 7,741 (53.4) | 4,817 (30.0) |
| 19 | 31,297 | 15,465 | 15,832 | 12,625 (40.3) | 7,981 (51.6) | 4,644 (29.3) |
| 20 | 31,632 | 15,792 | 15,840 | 12,602 (39.8) | 8,021 (50.8) | 4,581 (28.9) |
| 21 | 30,178 | 15,324 | 14,854 | 11,933 (39.5) | 7,669 (50.0) | 4,264 (28.7) |
| 22 | 29,446 | 14,975 | 14,471 | 11,352 (38.6) | 7,283 (48.6) | 4,069 (28.1) |
| 23 | 28,558 | 13,938 | 14,620 | 11,086 (38.8) | 6,893 (49.5) | 4,193 (28.7) |
| 24 | 27,463 | 12,763 | 14,700 | 10,519 (38.3) | 6,275 (49.2) | 4,244 (28.9) |
| 25 | 26,510 | 11,887 | 14,623 | 10,124 (38.2) | 5,724 (48.2) | 4,400 (30.1) |
| 26 | 24,651 | 10,726 | 13,925 | 9,514 (38.6) | 5,214 (48.6) | 4,300 (30.9) |
| 27 | 23,523 | 9,953 | 13,570 | 8,812 (37.5) | 4,768 (47.9) | 4,044 (29.8) |
| 28 | 22,909 | 9,649 | 13,260 | 8,415 (36.7) | 4,565 (47.3) | 3,850 (29.0) |
| 29 | 21,998 | 9,238 | 12,760 | 8,175 (37.2) | 4,334 (46.9) | 3,841 (30.1) |
| 30 | 21,032 | 8,733 | 12,299 | 7,319 (34.8) | 3,909 (44.8) | 3,410 (27.7) |
| 令和元年 | 19,953 | 8,313 | 11,640 | 6,805 (34.1) | 3,621 (43.6) | 3,184 (27.4) |

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 「5年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、5年目の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 ()内は、各年の出所受刑者数に占める5年以内再入者数の割合である。

指標番号 23-1 出所受刑者の5年以内再入者数の推移



指標番号 23-2-1 出所受刑者の5年以内再入率の推移



指標番号 23-2-2 出所受刑者の5年以内再入率の推移 (出所事由別)

